

「清瀬市介護予防活動団体育成事業」活動資金支援補助 募集要項

1. 趣旨

この事業は、健康づくり教室、運動の実践その他の介護後予防事業（高齢者の地域における居場所、仲間及び社会的役割並びに日常生活上の生きがいの創出に資すると認められるものに限る。以下、「介護予防活動」という。）を行う地域の組織に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45に規定する地域支援事業として補助を行う。

2. 対象となる活動

- (1) 運動機能の向上に資する活動
（転倒骨折予防のためのストレッチやバランス運動、筋力向上運動など）
- (2) 口腔機能の向上に資する活動
（口腔機能の低下を予防改善するための口腔体操や唾液腺マッサージなど）
- (3) 認知機能の低下予防に資する活動
（認知機能の低下予防につながる活動や生活習慣に関する学習など）
- (4) 栄養改善に資する活動
（低栄養状態の予防や改善についての知識と調理技術の習得など）
- (5) その他、市が実施している介護予防事業に準じた内容のもの

3. 対象となる活動の条件

活動の参加者は65歳以上の高齢者が6割以上を占めており、活動は月一回以上とし、地域の身近な場所が会場であること。

4. 対象となる活動の考え方

- (1) 主体的・継続的な介護予防活動に取り組む市民団体で、その所在地や活動場所が市内であること。清瀬市と清瀬市社会福祉協議会より既に助成や補助を受けている団体は該当としない。
- (2) 参加者の会費、利用料などを徴収することを妨げない。しかし、営利目的とした企業が行う活動は対象としない。
- (3) 介護予防事業以外の活動に係わる事業に対し、団体が補助および優遇を受けることを防げない。しかし当補助事業での経費算定は重複してはならない。
- (4) 当該年度中に行われる事業に対し、清瀬市社会福祉協議会が実地調査を行う。

5. 支援内容について

介護予防活動の実施にあたり、支援の対象となる経費（使用料及び賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、水道光熱費、保険料等）について、年間30,000円を上限として予算の範囲内において交付決定する。

6. 受付期間

8月3日（月）から8月31日（月）

7. 応募書類

- (1) 清瀬市介護予防活動団体育成事業 補助金交付申請書
- (2) 団体の概要がわかる書類
- (3) 事業の予算および決算がわかる書類
- (4) 事業の計画および実績報告のための書類
- (5) その他、作成している場合には、団体の規約又はこれに相当する書類、団体の予算及び決算がわかる書類（直近のもの）、活動拠点となる場所（建物）の位置図など

8. 審査

- (1) 清瀬市社会福祉協議会で審査の上決定する。
- (2) 審査にあたっては、公益性、実現性、継続性、発展性、独自性、先駆性、緊急性、客観性などを考慮に入れる。

9. 補助の決定

9月上旬

10. 補助を受けた団体の責務

- (1) 補助をうけた団体は、所定の報告書により、次年度の4月5日までに実績報告を行う。
- (2) 残余额が生じた場合及び条件に合わないかたちで使用された場合は返還する。
- (3) 補助事業について広く市民の参加を求めるとともに、その活動内容や成果を積極的に広報すること。